

## 長谷川誠三宛書簡 (2)

岡 部 一 興

### はじめに

前号の「明治学院大学キリスト教研究所紀要 49号」において、長谷川誠三がどのような人物であるかを叙述し、「長谷川誠三宛書簡」の一部を明らかにした。従って、前号の紀要によってある程度長谷川誠三なる人物がどんな人物であったかを理解して頂けたと考える。現在長谷川誠三宛書簡が67通あるが、そのうち前号の紀要で10通を明らかにし、それに対する解説を付けた。本来は、67通の手紙すべてを明らかにする必要があると思われるが紙面の都合もあるので、筆者が考えて資料的に価値の高いものから掲載していきたいと考える。

長谷川誠三は本多庸一の影響からキリスト教を受け入れた所がある。また67通の長谷川誠三宛書簡のうち年代不詳を含めると20通が本多庸一からの書簡であることを考えると、第一にこの書簡の分析が必要と考える。第二に本稿で取り上げる書簡については、できる限りその書簡の背景やそれと関係することを取り上げて叙述することにしたい。



## 1

長谷川誠三宛本多庸一書簡を考察するにあたり、長谷川と本多との関係を明らかにしておく必要があると思われる。本多庸一はキリスト教史において名の知れた人物である。それに対して長谷川誠三は、注目すべき人物ではあるが、ほとんど知られていない。

本多庸一の父東作が、一時青森県藤崎町に住んだことがあった。その時、本多が度々藤崎を訪れ長谷川誠三はじめ藤崎の住人との交流があった。<sup>(1)</sup>しかし、本多と長谷川が直接交流し出したのは、自由民権運動においてであった。その民権運動の担い手は、士族民権と言われるもので、当時青森県では7つの民権結社があった。そのうち本多や菊地九郎たちの結社は、自由党系のもので、1878（明治11）年につくった共同会なる民権結社であった。それは東奥義塾党というべきもので、義塾の教員と学生が構成メンバーであった。この民権結社は、青森県の民権運動を推進する中心的結社で、その特徴は啓蒙主義的なもので民権運動とキリスト教の布教が同時並行的に展開され、弘前を中心として、周辺の

市町村、農村に浸透していった。この当時、当地方では郡町村連合会会議があり、隣町の藤崎に住む長谷川誠三もその議員の一人であった。豪農の長谷川は村会議員、郡会議員を経験、本多や菊地に影響されて藤崎地方における民権運動の担い手になっていった。そして士族民権から豪農民権へと移行する方向へと進むかに思われたが、弘前では明治16年保守派の台頭によって、民権運動の牙城である共同会が解体されることになった。そうすると長谷川は自己のよりどころを失い、次第に政治に関心を失うようになった。<sup>(2)</sup>

長谷川は民権運動からキリスト教へと傾斜し、また事業家として歩み出すことになった。酒造業をやめて味噌製造業に転換、1885(明治18)年6月には義兄弟の佐藤勝三郎とキリスト教徒を中心に盟友を募り、東奥義塾の経営者菊池九郎、その弟でりんごの技術指導者菊地三郎、本多庸一、初代村長清水理兵衛、医者藤田溪疑ら12名の発起人により株式会社を組織した。神を敬う会社、すなわち「敬業社」を設立、藤崎村真那板縁に7町5反歩の土地を求め近代的な大農経営を展開、96年には1株30円の高配当を出した。長谷川1,050円、佐藤勝三郎900円の配当金を獲得、金のなる木と騒がれ明治20年代後半から続々とリンゴ園が開設され、敬業社は、今日の青森りんごの基礎をつくる先駆的な役割を果たすことになったのである。<sup>(3)</sup>

1887(明治20)年6月14日、長谷川は妻のいそ、他5名の者と藤崎教会の献堂式当日に洗礼を受けた。受洗するや、「禁酒貯蓄会」を立ち上げ会長となって禁酒運動を推進、日曜学校の校長を引き受け、藤崎教会の柱石を担う者になっていった。この教会は他の教会がメソジスト・ミッションの援助によって形成されていったのに対し、長谷川と佐藤勝三郎という大地主がいたので、早々と独立教会第1号となった。

1882(明治15)年2月函館に遺愛女学校が開設された。その後86年5月26日弘前教会内に遺愛女学校の分校を開設、同年9月本多は仙台

に転任となる。その頃、長谷川誠三は遅れた女子教育に関心を抱き、遺愛女学校の分校を継続させて女学校にするべく動いた。1888（明治21）年6月、同志者本多東作、加藤宇兵衛、工藤儀助、山内勘三郎、相原英賢、佐藤勝三郎等と謀り、長谷川自ら発起人となって建設資金を得るため「女学校設立趣意書」を作成して賛同者を募り、弘前女学校と名称を変えて出発することになった。

「女子は文明を生む母氏なりとは西哲の確信なり故に社会の進みたる  
と進まざるとは其の国女子知徳の多寡を以て測ることを得べし、是を以  
て既に俊邁の資を備へたる神童も母氏の教育其の道を失せば終生碌々た  
る一小人に過ぎずして遅鈍の村児も庭訓其の法を得れば堂々たる大丈夫  
と仰がしむるを得べし・・・」<sup>(4)</sup>

かくて長谷川誠三の50円を筆頭に116名、591円を集めることができた。この趣意書は、長谷川誠三が書いたと思われるが、女子は文明を生む母氏なりに始まる格調の高い文で、女子教育の必要性を説き、この文面にはキリスト教の文字が出てこないところを見ると、広く賛同者を得て創立させたいという思いがあったものと思われる。メソジスト派の外国婦人伝道協会（WFMS）と契約書を取り交わし、外国婦人伝道協会から校長を派遣してもらい、その会議体において運営し、キリスト教主義教育を行なうものであった。春秋2回結社人会を開き教員の任免その他の事務を担当した。結社人総代は長谷川誠三であった。なお結社人は、長谷川誠三、工藤儀助、山内勘三郎、佐藤勝三郎の4人であった。

その後弘前女学校は、20年ほど校主長谷川誠三のもとで発展していったが、やがて信仰上の問題から長谷川が、メソジスト派から一小教派なるプレマス・ブレズレンへと離脱を余儀なくされて、弘前女学校から去ることになる。<sup>(5)</sup> 1910（明治43）年3月26日、弘前女学校の設立者は長谷川誠三から本多庸一に変更することになった。

「従来本校の設立者は美以派の長谷川誠三氏也氏が数年前より其の信

仰を異にしたるより殆んど本校と関係を絶ちたるの状態に在りたるを以て双方の合意に依り千九百十（明治四十三）年三月二十六日本多庸一氏を設立者と変更し同時に設立者より学期変更を稟請し同年八月十八付を持って武田本県知事より認可せられ（略）」<sup>(6)</sup>

ここに長谷川誠三は、弘前女学校から離れることになった。その後、本多と長谷川の関係は、個人的な交流は続いたが、弘前女学校を経営していた時代のように仕事上頻繁に手紙のやり取りがあった時と違って、その後時々手紙のやり取りをするなかで、次第に疎遠になっていったものと思われる。では、長谷川誠三宛書簡のうち、解読が進んだ本多庸一からの書簡 17 通（ほかに年代不詳 3 通あり）の内容を簡単に捉えた後、必要な書簡をさらに分析したいと考える。<sup>(7)</sup>

- ① 明治 36 年 4 月 23 日付長谷川誠三宛本多庸一書簡  
教頭工藤玖三が転出にあたっての慰労金について
- ② 明治 36 年 5 月 1 日付長谷川誠三宛本多庸一書簡  
第 8 代校長サウザート (A.Sourthard, 1901.11 - 1903.6), 並びに工藤教頭への慰労金, 佐々木の給額について
- ③ 明治 36 年 5 月 4 日付長谷川誠三宛本多庸一書簡  
工藤教頭後の教頭人事の相談の書簡
- ④ 明治 36 年 5 月 17 日付長谷川誠三宛本多庸一書簡  
工藤教頭とその妻瀧子の日常生活を書いた書簡
- ⑤ 明治 36 年 5 月 18 日付長谷川誠三宛本多庸一書簡  
工藤教頭の生活の実情と本人の弁解に言及した書簡
- ⑥ 明治 37 年 4 月 28 日付長谷川誠三宛本多庸一書簡  
後任教頭吉田本次のことが記された書簡
- ⑦ 明治 37 年 4 月 29 日付長谷川誠三宛本多庸一書簡  
長谷川誠三の病気に対する御見舞状, 何年に出されたのか不明だが,

吉田教頭が就任した年の書簡なので、明治37年とした。

- ⑧ 明治39年6月27日付長谷川誠三宛本多庸一書簡  
長谷川誠三がプレマス・ブズレンなる小教派へ移るに際し、  
本多に相談、その返事の書簡
- ⑨ 明治39年11月19日付長谷川誠三宛本多庸一書簡  
長谷川誠三がプレマス・ブズレンに離脱した後に本多が  
長谷川に出した書簡
- ⑩ 明治42年6月7日付長谷川誠三宛本多庸一書簡  
長谷川誠三の妻いそ逝去に付き弔意を表す書簡
- ⑪ 明治43年1月31日付長谷川誠三宛本多庸一書簡  
長谷川誠三の娘の縁談についての書簡
- ⑫ 明治43年2月4日付長谷川誠三宛本多庸一書簡  
前書簡に続き、娘の勤めの斡旋の内容を記した書簡  
弘前教会創立35周年記念会に出席
- ⑬ 明治44年8月17日付長谷川誠三宛本多庸一書簡  
弘前教会創立35周年記念会に出席、前メソジスト教会牧師  
平野栄太郎の苦境を記した書簡
- ⑭ 明治44年9月4日付長谷川誠三宛本多庸一書簡  
平野栄太郎の動向を記し、長谷川と会いたいとの内容の書簡
- ⑮ 明治44年12月18日付長谷川誠三宛本多庸一書簡、はがき
- ⑯ 4月15日付長谷川誠三宛本多庸一書簡（年月不詳）
- ⑰ 4月21日付長谷川誠三宛本多庸一書簡（年月不詳）
- ⑱ 3月22日付長谷川誠三宛本多庸一書簡（年月不詳）  
白戸なる人物に尋問したとの内容の書簡
- ⑲ 11月22日付長谷川誠三宛本多庸一書簡（年月不詳）  
長谷川誠三の娘の縁談、三浦猛雄のことを書いた書簡
- ⑳ 長谷川誠三宛本多庸一書簡（年月日不詳）

東京への移住を勧め、ともに伝道しようという書簡

(1) 明治 36 年 5 月 9 日付長谷川誠三宛本多庸一書簡

長谷川誠三は、弘前女学校の校主として、名実ともに経営者として、メソジスト教会はもとより青森県下でも知れ渡っていた。ここに掲げた書簡は、急遽教頭の人事について、本多に相談しなければならない問題が起こった。それは教頭工藤玖三のことについてであった。工藤玖三は、弘前士族出身、東奥義塾中退から青森師範を卒業、県内の小学校や師範小学校で勤務した経験豊富な教師であった。しかし、英語が不得意なことから、外国人校長の補佐としてコミュニケーションの点で問題があった。1897 (明治 30) 年 6 月、工藤が弘前女学校に着任した時の校長はミス・ウィルソンであった。『弘前女学院百年史』には、同年 11 月には、ウィルソンからミス・ヒュエットが校長に就任した。ヒュエットと工藤は息の合った運営がなされて、校主長谷川誠三の協力の下に三年後の 1900 年には弘前の坂本町に学校が移転し、校舎を新築して弘前女学校が発展していく時期に教頭として手腕を発揮した。<sup>8)</sup>この年の生徒数は、在籍 164 名と増え、職員 14 名、受洗者 36 人が入信したという記録があり、学校運営が好転していることをあらわす数字が生まれている。ところが 1901 年 11 月ミス・ヒュエットに代わって E・サウザートが就任すると、婦人宣教師の資格を持たない校長という事もあって、工藤と呼吸が合わなかったと叙述されている。そのような状況のなかで、工藤が教頭としてふさわしくないという問題が浮上し、女教師からも信頼が失せて工藤を辞任させなければならない状況になった。長谷川誠三は、本多庸一に校内状況を知らせて相談することになり、その返事の手紙がこれである。

工藤教頭の問題は、1903 (明治 36) 年六月工藤が名古屋にある金城女学校に転任したことによって決着を見たのであった。工藤が辞任する

にあたって、以前から交流を持っていた中田久吉牧師が名古屋教会で牧会をしていた関係で、中田の推薦で金城女学校の転任が決まったのである。工藤が弘前女学校を辞任するにあたり、本多が退職金を一ヶ月にするか二ヶ月にするかを長谷川と相談しているが、ミス・サウザート校長は、一ヶ月分も不賛成というものであった。恐らく、退職金については、本多が工藤の業績を評価しているので、それなりに支出したと考えられる。ここに出てきた「アレキサンダ」とは、アレキサンダー宣教師の後妻で、ミセス・F・G・アレキサンダー（校長）という。先妻のミセス・M・アレキサンダーは、1899（明治32）年1月19日、弘前女学校で音楽を教えていたが、不慮の火災で男児とともに焼死した。<sup>9)</sup>

「拜誦慰勞金サ、ルド嬢不賛成とハ一ヶ月分給料も不賛成可成べきか疑わし然からバ余り刻なる事と奉存候 佐々木氏之給額如何に就てハ小生明言仕りがたく是までの給額如何による事と奉存候石川之話な連バ是まで三拾円以下ならんとの事（尤も是も推測のよし）承知便之如申上候御座候 小生ももう少し知り度ハ教授之技量に御座候長治様の御見込（教頭之学力に付）御尤もニ御座候 然るに猶考ふべきことハ高等女学校程度と為すこと如何にの事に御座候よって右程度之全科を設クルこと弘前女学校之なし得べき事に候や二三年位まで之程度ハ格別な連共全科とハ甚タ難かしく存じ候即ち中学科同等なりと聞き候是此際よく女教師等と御協議を要することと存じ候前校長之好きこのみに無之候や裁縫科拡設之事好案ならんと奉存候

一昨日工藤様之妻小生方参り候（一時二日脱去して川辺より乗車せしよし）に付書生共之騒ぎも承候工藤之彼処ニ留まることおとなしからざる事と存奉候妻女も留まるに成候上ハ早く變化をなす連の機知れるやに奉存候妻女一件に付ては如何可猶豫目下考慮中ニ或いは工藤よりの掛け合いを打ちて着手せん更とも思い居り候

一アレサンドルグ青山江来り居ることを遅く知り昨朝去る節汽車にて

途中まで同行し大略申聞き置き候大兄サへ大丈夫に御主張 成られ候はばとても守り通し出来る処ニハ是無存奉候妻女が談じたる事実ハ教師共之決心はをも促す事ならんと奉存候教会並二学校の不幸申し斗り之無候共彼の様子にズウしく候バ一度ハどうしても此位之騒ぎを生じ申すべき殊意の至りに奉存候 今日ハアレキサンドル夫妻着弘申可に付早速相談下され候しかるべく奉存候候后任者之義は余り狼狽せざる方然べし此際兎に角長治君にて誼定とし徐々に后任を求めた候方可然奉候存 生徒之騒ぎは父兄に懇談いたし候ハ落着キ可申止む得ず巻直を覚悟して退校せしむるも然可奉存候 どうせ 前任者の技量にて続けたるものは当にならぬことに御座候然外に為なる煩忙にて

早々 五月九日

」

## (2) 明治 37 年 4 月 28 日付長谷川誠三宛本多庸一書簡

1903 (明治 36) 年 6 月工藤玖三退職後、しっかりした信仰をもった人材を探すのは、むずかしく約一年掛かってしまった。その根底には、キリスト教情操教育を教育の基本と考えていたので、宣教師の補佐としての教頭を探すのは簡単なことではなかった。教頭は一般職員と校長とを繋ぐパイプの役割を果たし、とりわけ校長を補佐するものとして重要な位置を占めるものであった。教頭の仕事は、授業のほかに「教育勅語」の奉読、一年間の学校行事の計画、実施、各教科の編成、時間割の編成、教師の勤務の掌握など実質的に学校を運営するところのかなめの役割を果たすのが教頭であった。そして、1904 (明治 37) 年 5 月 11 日吉田本次が就任、信州の出身で東京高等師範学校卒業、有資格者としては第一人者といえる人物であった。

「拜啓過日御紹介申し上げ候吉田本次ハ弘前女学校ニ付き半信半疑の間ニ居り候処 (新潟縣ニも相談有之よし過日申シ居り候) 友人県立女学校校長左乙女豊秋よりは是非弘前之勧め度ニ付早速弘前之照会せよと申し来

り候同人の推薦なれば大丈夫と被思候人物も一見良好と見え候間唯今弘前え相勧め申候（五拾円教頭）尤も英文認め方ニハ時間を要し候ニ付高杉幸子まで認め申候明日篤と御相談可致存候処唯今承レバ明日ハ御出立つのよしニ付急ニ一封相認め申候御出立つ前に御入手相成候ハバ御速目於否弘前え一飛び被成下御相談上電報ノ御返事願ひ上げ度奉存候高校えも電報にて申候 右早々 如件

誠三様 四月二十八日 庸一 』

### (3) 明治 37 年 4 月 29 日付長谷川誠三宛本多庸一書簡

この書簡には、4月29日付の記載があるが、何年かが書かれていない。吉田本次の教頭就任のことが記されているので、明治37年に出した書簡であることが分かる。そこで、明治37年4月29日付の書簡であることを突きとめた。手紙の冒頭に長谷川誠三の病を気遣う見舞状になっている。そのあとに誠三の3男三郎の入塾のことが記され、細かな月謝、食料、雑費などまで記されている。

「拝誦仕り候御患癒無之も一先御帰村との御事無余儀と存じ候どうせ急速ニ御療治の効無之御病ならん御帰村の上徐ニ施薬ヲなされ候事可燃と存候

- 一 三郎君御入塾の事ハ医者ノ許シ次第故斗らい可申候
- 一 女学院の校費ハとても突然出来不申候一年も前より申し込み置き候趣又は自費入学致し居り候て可持能其も必ず出来るとは申しかね候義務年限は大概で半校費は二ヶ年全校費は三ヶ年位と承り候（全費の幾分を三ふ月謝食料雑費とも六円より七円まで其の外自分の書籍衣服小遣等を要す費少なくみて十円要す）資格と申した定まれる事も有之間敷入学の資格を具へたる上余りは相談上に之有り候と存じ候
- 一 吉田氏の事は可成御早く願上ゲ度候新潟の方ハ文部省ニテ勧め自

分も一旦は其ノ氣になりて相談せし故承し向より返事が来りて後には動難く相成り候半紹介人の左乙女氏の心配は其レナルベシと存じ候小生は左乙女には左程迅速には返事六ヶしからんとは申置き候得ども可成り御早く願ひ上度奉存候明後日は日曜に御座候得ども弘前に御出被下候へば難有奉存候小生も朝鮮より返事次第出立の筈にて毎日返事を待ち居り候体に御座候間御急き被成り下度願上ゲ候高校女子には昨夜投函いたし候間今朝の便に発送せられ被聞と事存候折角御厭ヒ被遊バ度御報まで略書仕り候 如件

四月二九日 庸一

誠三様

」

#### (4) 明治 42 年 6 月 7 日付長谷川誠三宛本多庸一書簡

「郵書」によれば、夫人いそが病気で療養していたが、逝去したとの報告を受け、旅先より返事を書いた。この手紙には、茨城県水海道町にて認むと封書に裏書きしている。長谷川いそは、誠三より 2 歳年下で、1859 (安政 6) 年 9 月 9 日生れ、1909 (明治 42) 年 6 月 4 日に逝去、51 歳であった。本多は、「主の御慰籍により弥深く聖霊之ことを御悟り被成候」という言葉をもって、主の慰めがあるように祈りを込めて、即手紙を投函した様子が伝わってくる。

「拜啓 仕り候陳ハ昨朝出立遣配達を受け候御郵書ニヨレバ御令室御病気の処御養生不被角叶御他界被成候由一時の御離別とハ申ながら御愁傷御察し申し上げ候但主の御慰籍により弥深く聖霊之ことを御悟り被成候御事ニ奉存候乍憚御尊家よろしく御鳳声被成り下度願くハ此の悲哀の期一層御恩寵の貴家ニ充たされんことを祈る所ニ御座候先ハ旅中取りあえず弔意を表し度此の事只己候 不備如之候

長谷川誠三様

六月七日

本多庸一」

(5) 明治 44 年 8 月 17 日付長谷川誠三宛本多庸一書簡

ここに出てくる平野氏とは、平野栄太郎のことで、かつてメソジスト教会の牧師で、長谷川誠三が所属する藤崎教会の牧師でもあった。藤崎教会では、1894（明治 27）年 7 月、第 11 回年会において任命され翌月から就任、2 年間在任しあと竹岡教会に転任し、将来を嘱望された牧師であった。その後、1906（明治 39）年メソジスト盛岡教会で牧会中、同年 9 月長谷川誠三と同時期にプレマス・プレズレンに離脱した。盛岡教会の 20 数名の信徒と盛岡で集会を持つに至るのである。<sup>(10)</sup> この書簡の様子では、「盛岡の教会と藤崎の貴教会とはいかなる関係に候や」と記したように、平野の牧する教会と藤崎に所属していた長谷川誠三が同時にそれぞれの教会を離脱したので、メソジスト教会の監督であった本多庸一にとっては、身の切られる思いがあったと考えられる。つまり、本多が伝道によって建てられた藤崎教会の信徒たちが、そして本多の影響によって牧師になったと言っても過言でない平野が離脱したので、その思いは人には言えない苦悩に満ちた問題を含んでいたに違いない。

そのような平野栄太郎に対し、本多は平野の生活難は甚大という風に気遣っている。ここでも、追伸で本多は弘前に滞在予定があることを伝え、長谷川に面談を求める手紙となっている。

「一 盛岡の平野氏近頃生活難甚大なりとの事にて今日承候 尤も彼の方面より直接に受けたる通信に無之候盛岡之教会と藤崎之貴教会とはいかなる関係に候や組織的には何にも有之間敷候得共何等之在救方等之無候也余りひどき事に候えば友人として何かと致すべき道もあらん更と存候彼地之事情御存に候ハバ 御洩らし被下度又何にか御了留も候ハ是亦御示し被下度奉存候御返事認め方に際し右承り候まずハ不取敢申上候儀には御座候 早々 如件

明治四十四年八月十七日 庸一

誠三様

九月一日より弘前に祝会有しよしニ付 三日までには可参と存じ居り  
候その節は可得拜見機会あらんと存じ候 』

(6) 明治 44 年 9 月 4 日付長谷川誠三宛本多庸一書簡

本多庸一は、弘前教会創立 35 周年記念のために、1911 (明 44) 年 9 月 1 日から 7 日まで弘前に在住し、この手紙は同年 9 月 4 日に出され、平野栄太郎のことについて話題にしている。本多は、弘前城近くにある石場旅館に宿泊していると書き、長谷川に対し面談を強要した書簡になっている。

「一 平野氏之事ハ何にかよき御考へ無之候や小生ハ彼人之伝道を助くる責任ハ無し之候得共友人として甚だしく困窮せしめ置くに忍びざるを感じ申候どうぞ御考御洩らし被下度奉存候小生ハ石場に宿泊いたし居り候来る七月之朝までハ滞在可仕候 如件

九月四日 庸一

誠三様 』

2

この箇所では、長谷川誠三が関係した人物として、津田仙、本郷定次郎と本間俊平、奥野昌綱からの書簡を紹介したい。津田仙からの書簡は 3 通、本間俊平からの書簡は 8 通あり、ほかに封筒だけで中身がないものが一つある。本郷定次郎からは 7 通、奥野昌綱は 2 通となっている。津田仙は、1875 年海外農業の導入とキリスト教精神教育を展開するために学農者を設立、高い評価を得た。長谷川誠三は、すでに述べたように 1885 (明治 18) 年敬業社という大農経営によるりんご園を藤崎に開園し、収穫期になると東京に出荷、莫大な利益を見た。しかし、りんごが熟し出荷がなされる頃になると、害虫に悩まされるようになった。長

谷川は本郷定次郎から詳しい長い手紙をもらっている。

本間俊平は、23歳の時大倉土木組に勤務していた時、幹部の奥江清之助からの感化を受け、1897（明治30）年11月7日霊南坂教会において留岡幸助から洗礼を受けた。1902（明治35）年赤坂離宮造営のため山口県の大理石を視察、これを機に大倉土木組を辞め、秋吉に移住、大理石採掘に従事した。彼はキリスト教精神に基づき、労働を通じて刑を受けた者や非行少年の更生指導に努めた。また様々なところに出かけでは講演をし、キリスト教伝道に命をかけた。

#### (1) 明治24年4月14日付長谷川誠三宛津田仙書簡

りんごの収穫がもたらされ、収入が上がるにつれ深刻な問題となっていたのは、りんごの害虫駆除であった。当時の日本では、害虫駆除に適する薬はなかった。そこで農学者の津田仙に害虫駆除の相談をし、アドバイスを受けたのがこの津田仙からの書簡である。

「四月九日御発之尊書拜見仕候漸く好時節相成候処愈々御清福大賀御書受中者御尋被下難有候併中何之風情も是なきニ百謝候陸奥大須之御面会御都合相成候よし慶御座候林檎之綿中地ハシャボン之水ニ無之御座成候根にも付居候間根辺にもシャボン水御注一つ万然様するに鶏御□□被下候よし水送り方者籠又は箱ニ入箱一方竹木ニおろしに致し候ヨリ前者□□被下候無之御座成候前者ヨリも右様学お承り候余り大なる箱ハ運賃益し候間少々窮屈にて宜敷奉存候

□□函館末広町□須藤末吉と申残席迄御届被下候得同所ニ而序次第ニ而にて席次第にて差送り可申候宜敷奉願上候箱運賃ハ代価御金下早速上納可仕候・・・

四月十四日 津田仙  
長谷川誠三様侍史

少し折角御目迄之□□奉存候大竹嬢江届預右先方ヨリ挨拶有之候大竹  
氏御待□□□□小生も不相話益々神之御恵之下ニに棲息罷在候間御休念  
被成下候頓首

明治二十四年 』

## (2) 明治 30 年 4 月 10 日付長谷川誠三宛本郷定次郎書簡

本郷定次郎は、通信省に勤務の傍ら孤児を養育していたが、これでは十分な養育ができないと考え、辞表を提出して子どもたちと靴磨きをし、納豆売りをして孤児教育に乗り出した。石井十次の岡山孤児院に遅れること一年、1888（明治 21）年のことであった。彼は、赤坂病院長のウィルス・ノルトン・ホイットニーから感化を受け、1891（明治 24）年頃キリスト教を信奉、その後信州田中出身の秋元ひで子と結婚、翌年栃木県那須野原青木開墾地で 4 町 5 反歩の土地を得て 70 名を収容する孤児院施設「暁星園」を開設した。しかし、幼児を抱えての運営は難しく、資金繰りもままならず、牛馬、機械もなく開墾をすることは困難を極め、また水害に襲われて思うに任せなかった。そこで、本郷定次郎は、神田美土代町に財源確保と孤児の自律を兼ねて商業部を設け事業の立て直しを図った。<sup>(11)</sup> そうした状況を長谷川に詳しく伝える書簡がこれである。

「偸此度本園ハ東京ニ大児三名を出し商業部実習店を設け小生常ニ監督スルコト当地産物なる炭を売捌き申度相考申候処□幸ニ得意先ハ廣く若し其場合ニハ我も我も買つてやると仰被下先づ少くとも毎月五百俵より千俵迄ハ容易ニ売行可申との予算ニ御座候當時東京にて炭の直段ハ猶土釜丸物にて一俵三十七銭位の売値に御座候由然るに当地原価ハ百俵廿円ヨリ廿一円五十銭位ニ御座候運賃五銭ヲ加へても廿六銭五厘にて一俵五銭宛の利益を加へても三二銭にて楡丸の上等を売却し得べし過日出京致し得意先を多く得置候ニ付此際断然決心して東京秋葉原近傍ニ本園商

業部支店を置き大ニ勉強致候はハ当時大困難の際ニ付是れ必ず主の教示  
し玉ふ処にして自活の道ニ進むべき御導きならん歟と存申候 由て右資  
金不取敢千俵丈ヶ位は必要と存じ候に付資金ニ三百円子爵三島弥太郎氏  
へ拝借願出候処此度令嬢御婚礼ニテ非常ニ御多忙御物費ニテ今暫ク後ニ  
致呉ヨトノコトニ付甚タ申上兼候へ共百円ニテモ二百円ニテモ商業部資  
金ノ為メ左ノ方法ニテ拝借願ハレ間敷候哉此段奉伺上候

本年中ハ据置キノ事

明年一月ヨリ毎月其十分ノーツ、(百円ナレバ十円宛二百円ナレバ廿  
円ツ、)十ヶ月賦ニ御返納可致候事 本園ハ幸ニ他ニ少シモ負債ナシ此  
金モ品物ヲ直ニ買求メ毎月売上ノ利益ノ半ヲ積ミテ将来ノ事業拡張費ニ  
充ツル目的ニテ決シテ其元金ニ手ヲ附ケル等ハ一切致サマル考ニ御坐候  
間何卒右本園商業部ノ為メニ御憐助願ハレ間敷候哉此段奉伺上候幸ニ主  
ノ聖名ニ由リ御貸シ被下候ハバ必ス主ノ聖名ニ由テ聖名ヲ汚スコトナキ  
様相謹ミ必ズ一日モ早く御返納怠ル間敷候事右御伺迄草々 頓首

長谷川誠三様

本郷定次郎拜

実ハ預テ御芳名ノ程相原先生ヨリ具サニ拝承致居候故誠ニ斯様ナルコ  
ト尊君ニ御願奉申上ルハ甚タ恐縮ニ候へ共当時世ハ誠ニ冷淡ニ流レ眞実  
ヨリ願ヒ快ク語るル人ナキ有様ニ付尊君ニ先ツ奉伺上候次第幸ニ成功セ  
バ大ニ主ノ御栄光ハ現ハレ孤児等ハ自活ノ道ヲ得ベシ右伏テ奉懇願願候  
也自然□当人如何ニモ可致候 』

### (3) 明治 38 年 3 月 24 日付長谷川誠三宛本間俊平書簡

長谷川誠三と本間俊平との出会いは、本間俊平が 1898 (明治 31) 年  
から 3 年間陸軍省囑託の技師として、弘前に赴き兵営建設工事にあたっ  
た時に知り合ったと思われるが、それ以後長谷川は本間俊平と関係を持  
ち、時に彼の事業を支えていた。この書簡は、事業を円滑に推進するた

めに長谷川から資金を用立ててもらった返礼の書簡である。

「拜啓 先日は御親切なる御懇書被下通御厚意奉深謝候貴方之御便り小生に取っては百萬之援軍を得たる心地致し申候御親切には喜ぶと共に弘前岩木山色々思ひ出し同時にいと高き天父の聖前に連り成喜ふ有之候然し賢□足下只今在名古屋中田久吉氏の未亡人より来す今や大勢の子供と共に彼ハ心細き位置に立ちつゝあり如何にも気毒千万小生は目今事業困難中に多くの可憐なる人の子を養育しありて彼を救ふ能はざるは遣城千万に候偏に何卒彼の為めに一片の御禱偏に奉り願上候賢苑足下余りに御無礼なるも小生に来月二十五日迄に金壹百円を御貸与願われ間敷哉候小生は他より資本を仰がず只天父のみに頼りて遂行せんと望み未今日迄一□の負債を仰がず□□致来候も仕事を先方に送りて其代金を回収するまで不良少年出獄の兄弟等を饑えしむること重ねて□□気毒に不賢節に御願申上候何卒御聴許被下候様奉願上候 早々 敬具

二十四日夕 俊平

長谷川誠三様 侍史 』

#### (4) 明治 43 年 1 月元旦付長谷川誠三宛奥野昌綱書簡

奥野昌綱は、日本人の最初のプロテスタント教会である日本基督公会創立期の長老であり、1877年10月麴町教会の牧師になった。それは、日本における最初の牧師でもあった。長谷川誠三が奥野昌綱とどのような交流を持っていたか不明だが、奥野が1823年生まれで、1910(明治43)年に死去しているので、この年は数えて88歳になる年であった。長谷川は新年にあたり、りんご一箱を贈り、その返礼として奥野が揮毫を近日中に送りたいと言う手紙になっている。

「新正之祥瑞萬里同風目出度申納候先以御恩寵之下ニ貴家御揃益々御清福被成御超歳奉恭賀候降々拙老儀 御恩寵ニより無異ニ加年仕候間乍憚□御休神可被下候扱旧年中ハ見事成るりんご一箱御恵贈被成下從來好

物之御品長々備置き度賞翫仕る辺くと御厚意深奉拜謝候將亦御撰拔之聖  
語揮毫仕候様被仰下承知仕候右者近日出来次第小包にて御郵送可申上候  
先ハ右年頭之御祝儀御礼旁（かたがた）愚礼如此ニ御座候猶 永 時候  
敬白

永候 敬白

明治四十三年一月元日

奥野昌綱

東京府下豊多摩郡渋谷富益町十三

今年十二月二日八十八歳

長谷川誠三様

」

犬養毅，大石正巳，河野廣中書簡

### 3

数多くの長谷川誠三宛て書簡の中で、彼が対社会においてどのようなところに立っていたかという視点から見た書簡を列举してみた。まず青森県の県知事から5通の書状を受け取っている。ここに掲載した青森県知事山之内一次からの書状は、公債を発行するので、購入して欲しいという依頼文になっている。公債発行の理由は、日露戦争による資金不足から国庫債券を発行するため大蔵省令を發布したのである。

二つ目の書簡は、経済界からの手紙で長谷川が日本石油の大株主であった関係から社長内藤久寛からの書簡を見ることにした。

#### (1) 明治 37 年 2 月 24 日付長谷川誠三宛青森県知事

##### 山之内一次

1904（明治 37）年 2 月 10 日ロシアに宣戦布告，同月 13 日政府が軍資の供給を拡大するために国庫債券の発行を行なう大蔵省令を發布，同時に各県ではこれに歩調を合わせるように，債券の購入を資本金，地主

に呼びかけた。そうした流れの中で、青森県知事山之内一次より、債券購入の依頼があった。その後も依頼が来ているが、長谷川が国庫債券を購入したかどうかについては、資料的に跡づけることはできない。公債購入の依頼状が5通ほど来ているが、その手紙の内容をみると購入したとの感謝の言葉がないことから長谷川が購入しないので、何度も依頼があったとも考えられる。この頃、小作料引上げに反対した長谷川の考えからして、国庫債券の購入については慎重な態度を示したのではないかと考えられる。

「拜啓益々御清穆慶賀之至りニ候陳ハ今日之事変タル実ニ振古未曾有ノ事ニ属シ苟モ帝国臣民タルモノ心ヲ一ニシ力ヲ戮ハセ報効ノ誠ヲ盡ササル可ラサルノ秋ナルハ言ヲ俟タサル所ニ有之而シテ此場合ナニ際シ最モ必要ナルハ申迄モ無之軍資ノ供給ニシテ既ニ本月十三日官報ヲ以テ軍事ニ関スル国庫債券募集ノ大蔵省令發布ニ相成候処右募集ニ対スル申込額ノ多寡ハ直ニ国民愛国心ノ厚薄吾国経済力ノ強弱ヲ表示スルモノニシテ実ニ一國ノ體面ニ重大ナル關係ヲ有スルノミナラズ延テ軍國ノ事ニ影響ヲ及ホスヲ免カレサル次第ニ候ヘバ一般臣民ノ最モ力を盡ササル可ラサルコトニ候右ニ付各府県応募ノ状況ハ既ニ新聞紙ニテ御承知ノコトニ可有之候

本県ニ於テモ其効果ヲ収メントセハ主トシテ資産名望並ニ有セル方々ノ力ニ待タサルヲ得サル儀ニ候貴下ニ於テハ此際率先シテ多額ノ御申込ニ可相成事トノ堅ク相信シ候ヘ共此上トモ御奮発ヲ煩シ度於□便宜地方ノ人々ヲ御動誘相成各自競フテ募集ニ応シ十二分ノ好結果ヲ得ル様御尽力の程切ニ希望致シ候本件ニ就テハ親シク御協議ヲ盡シスベキ筈ニ候ヘ共時節柄残務多忙ノ為各地ニ行涉り兼不旦遠路御募集ヲ煩スモ却テ御迷惑ノ事ト存じ候ニ付茲ニ書中ヲ以テ得貴意ヲ候御諒承ノ上返す返すもこの場合御奮発ノ程希望ニ甚ヘス候

草々 拜具

明治三十七年二月廿四日

青森県知事

山之内一次」

(2) 大正 13 年 8 月 7 日付長谷川誠三宛内藤久寛書簡

大正 13 年 8 月 7 日付の書簡というと、長谷川が逝去したのが同年 10 月 29 日であることを考えると、腎臓に悩まされ、東京の病院で治療したり、弘前の別邸で静養したりして、身体が動かなくなってきた頃のことであるが、大株主である長谷川が代表取締役の内藤久寛から書簡が来るということは依然として、長谷川を一目置いていることをあらわしている。新株の発行、石油需要の増加、販売機関の整備、北海道光珠炭鉱、アスファルト道路受負、石油の試掘などの状況を伝えた書簡となっている。

「酷暑の候御清穡奉慶賀候平素御無音御海容可被下候小生リウマチにて左足疼痛有之候處其後入湯致候旁殆快方仕候間御安意被下度候

然は日本石油会社新株壹株に付金七圓五拾錢來十月三十日払込の事に相成候是は十月配当と自然差□計算の筈に御座候詳細は会社よりご通知可仕候宜敷御承引奉願候

右は新聞紙上にも御承知被下候半石油需要増加に對し外油輸入関係、販売機関整備、北海道光珠炭鉱、アスファルト道路受負等の資金に候

試掘に尽力中にて好模様の場合所有之候間是非噴油期待致居候外国石油地にも有望のもの交渉中に候處是は確實の見込不相立候はば到底關係致兼候は勿論に候

扱又石油政策樹立に就ては朝野の間に種々意見有之哉に承り候へ共未だ何等具体的の方按無之存候何分今日の時世是非政策相立候必要可有之手元に於ても相当考慮致居候か兎角実現無覚次第に候

営業上の状態は不断競争場裡のありて容易に無之候へ共先以無難に経営罷在候当局者は社中一致努力致候義御承知被下度右御疎遠の謝辞旁得

貴意度候時下折角御自愛專一所祈に候

頓首

大正十三年八月七日

内藤久寛

長谷川誠三殿

」

4

次に衆議院選挙に関連した書簡として、3つの書状を紹介したい。武富時敏から1通、犬養毅、大石正巳、河野廣中から1通、憲政本党総理の大隈重信から1通受領した。これらの書簡は、憲政本党から支援を受けて衆議院選挙に青森から立候補した對馬健之助を応援してほしいという書状である。對馬健之助は、1868（慶応4）1月青森県富木館村の庄屋對馬堅司の長男として生まれ、慶應義塾を卒業、1898（明治31）年大隈内閣の農商務相秘書官となる。1904（明治37）年大阪毎日新聞社の編集主幹を経て、1918（大正7）年大阪毎日新聞社専務となった。長谷川誠三が武富時敏から、犬養毅、大石正巳、河野廣中から、さらに大隈重信から受け取った書簡は、全て青森県の衆議院選挙に立候補した對馬健之助を応援してほしいという書簡であった。これに対し、長谷川がどう対応したか不明だが、これだけの書簡を受け取っているので、何らかの反応をしたものと考えられる。目下の所、長谷川からの反応を見る資料が見つからないが、長谷川が憲政本党に近い考えを持っていたということでの応援の要請であったと思われる。

對馬健之助が衆議院選挙に立候補したのは、1912（明治45）年のことであった。同年5月任期満了による第11回衆議院議員選挙が、初めて沖縄県をも含めて行われた。<sup>(12)</sup> 第三次西園寺公望内閣が成立、陸軍は2個師団増設が閣議で認められなかったことに対し、上原勇作陸相が

辞表を大正天皇に提出し、陸軍は軍部大臣現役武官制をたてに後任を推薦しなかったために、西園寺内閣は総辞職に追い込まれた。その後長州と陸軍の長老である桂太郎が第三次内閣を組織、藩閥勢力が天皇を擁して政権を独占しているとの声上がり、立憲政友会の尾崎行雄らの野党勢力、ジャーナリスト、それに商工業者や都市の民衆が参加して「閥族打破・憲政擁護」を掲げた第一次護憲運動が盛りあがった。1913（大正2）年民衆が議會を包囲する中で、在職50日で退陣、いわゆる大正政変が起こった。

そのような流れの中で、1912年5月15日衆議院の選挙が行われた。当時の選挙人の資格は、国税10円以上を納める男子のみが投票する制限選挙であった。青森県の選挙当日の有権者数は15,948人で、投票者数14,532人、投票率91.12%であった。對馬健之助が立候補した青森県の郡部では、定数4名で、当選者は、工藤善太郎（2,220）、伊藤祐一（2,192）、津島原右衛門（2,189）、廣澤弁二（2,113）であった。對馬健之助は608票で落選した。当選した4名は、全て立憲政友会で、對馬健之助は立憲国民党の推薦であった。<sup>(13)</sup>

### (1) 大正元年4月付長谷川誠三宛武富時敏書簡

武富時敏からの書簡は、衆議院選挙に関するものである。犬養毅、大石正巳、河野廣中、大隈重信らと比べて武富時敏がどんな人物か分からないところがあるので紹介すると、武富は、大隈と同じ佐賀の出身で大隈の下で活躍した人物である。武富時敏は、武富良橋の長男として佐賀に生まれ、佐賀県県会議員を経て1890年の第1回衆議院総選挙で当選、自由党再興に参画、第2回衆議院総選挙では選挙干渉で落選したが、第3回以降12回連続当選となった。1894年立憲革新党（立憲改進黨）に参加、1898年第一次大隈内閣では、内閣書記官長を務め、憲政党分裂後の憲政本党・立憲国民党の要職を務め、その後第2次大隈内閣では通

信大臣、その後の改造で大蔵大臣となる。簡易生命保険をつくり、1916年憲政会結成の時総務に就任、1924年貴族院議員になるが、憲政会後身の立憲民政党の後見人的存在であった。

「国家の財政を監督し民人利福を増進するは衆議院議員任務の最大なるものに有之帝国憲法の財政に関しては衆議院に先議権を所与したる其主意此に在ること今更事々しく申上候迄も無之候処□□近年衆議院議員中經濟に通し財政に精しき者極めて稀なるは深概之至に存候然るに貴県出身の對馬健之助君今般同友の功なる勧誘を辞拒し兼ね來ル総選挙ニハ衆議院選挙候補者として貴県下より投票を求めらるることとし相成候小生同君と交を厚ふすること茲二十余年随て同君の学殖職見を信すること深く□生敬服罷在候同郷の諸君ハ素より御熟知の事に可有之同君ハ夙に經濟の学を修め其精蘊を究め且ツ我国財政の利幣ハ多年専心研鑽を重ねられたる所に之愈々同君にして衆議院に入れ候て衆議院ハ其促成最欠貧を感じたる財政經濟の知識を補足するものと存候間是非諸君の御尽力に依り大多数を以て当選せられ候致度不堪切望候小生同君と旧友あるの故を以て私情を申上候譯ニハ決して無之畢竟財政經濟の知識を衆議院に入るゝは衆議院の任務を全ふする所以にして亦国家利福を増進する所以と信候ニ付同君の当選相成候様御尽力之程繰返し御勸申上候敬具

四月 日 武富時敏

長谷川誠三

」

(2) 大正元年4月付長谷川誠三宛犬養毅、大石正巳、河野廣中書簡

「拜啓益御儘昌為国事御盡力下度段感謝致己ニ御承知候貴友人對馬健之助君諸同人之勧誘ニ左ノ貴県候補者たることを承諾被致ニ付小生乍僭越茲に謹て御紹介申上候同君ハ多年之間經濟財政之研究ニ從事せられ学殖識見共ニ生等之敬服するところ議員として尤も適任と存候御熟知之通貴縣ニ於てハ我同志相盛を極め久敷東北之確鎮として信賴致候居処昨年

突然一電話之通告を以て全部脱党致候殊其理由甚不分明ニ得候要乏二三  
人士権員之処置ニ止り縣下多数之人士ニ於てハ依然堅実ニ志想を存続候  
致隨て其志想を代表すべき人物之要求可有之奉右ニ付小生進て同君之奮  
起を求御次第ニ存候幸ニ公明之心を御賛成被下候ハ本懷之致候奉存□□  
不宣

四月 日 犬養毅 大石正巳 河野廣中

長谷川誠三殿

」

③ 大正元年7月20日付長谷川誠三宛憲政本党総理 大隈重信書簡

「拜啓愈御清穆慶賀此事ニ候陳ハ今回衆議院議員総選挙ニ付対馬健之  
助儀政友談義の推す所になり候補者に相立て由自分ニ於ても満腔之同情  
を表し誠ニ其人を得たるを喜居候目下内外多事の場合に於て如此氏人を  
して議員たらしむるハ極めて肝要之事と存候間此際御賛成之上同議当選  
相成候様御尽力煩度希望ニ不堪乍卒尔右得貴意候

草々不宣

七月廿日 憲政本党総理 大隈重信

長谷川誠三殿

」

5

1902（明治35）年東北に凶作が襲い、1904年2月10日にはロシアに  
宣戦布告、この日露戦争を契機に租税の重税が叫ばれた。重税は農民を  
一層貧困状態に落とし込め、農民の中には負債を返済しきれず、耕作地  
を売却する者が続出、土地を持つ者と持たざる者の分離が一層進んだ。  
長谷川誠三が住む青森県の状況を見ると、自作地、小作地の割合は、明  
治20年代では、自作地69.6%、小作地30.4%であった。続く明治25  
年では小作地35%と上昇し、明治36年凶作の翌年では、自作地

41.3%, 小作地 58.7%に急上昇, 自作と小作の比率が逆転し, 小作地の圧倒的な急増ぶりが明確となった。<sup>(14)</sup> その背後には, 凶作もさることながら, 差し迫る日露戦争による過重な税金が明確な形として現れ, 農地は地主あるいは高利貸の格好の餌食となった。

こうした状況のなかで, 長谷川誠三は地主という立場を顧みず, 小作料の軽減を訴えたのである。それは『東奥日報』に2回にわたって掲載されたものをここに掲げた。<sup>(15)</sup> 長谷川自身が書いたものは, 極めて少なく, この文書は現在残っているものとしては唯一と言えるもので, 貴重な資料となるので掲載した。長谷川は, 常日頃, 小作人の困窮した生活状態をつぶさに見ていると, これ以上の増税は人道に許せなかったのではないかと考える。結局, 国家政策として小作料は引き上げられた。しかし, 長谷川はこの時, 他の地主が小作料を引上げても, これに迎合せずそのまま据え置いたといわれ, 周辺の地主から何かと苦情が殺到したという。

「先人の遺稿

地主諸君に議る一時局に際して

長谷川誠三

聞く所に依れば今回時局に際し, 地租所得税等戦時増税の議今第二十一議会の議事に上るや, 或は地方に於ては地主中早既に小作料引上げの件に付大に考慮を廻らしつゝあるとか, 我地方に於ても亦議あるや否や吾輩の未だ聞知せざる所なりと雖ども, 早晩一問題たるべきは疑ふ可からざるものゝ如し, 依て吾輩は今暫く愚見を開陳して以て諸君の教示を仰がんとするなり。

今回の増税は実に一大増税なり地租にせよ所得税にせよ, 其他何税にせよ, 実に非常なる増税と云はざるべからず, 萬一斯る増税が平時の時ならんには誰れか之れに甘んずるものあらんや, 然れども今日は非常の場合斯る増税ありとも我國民たるものは啻に之れに甘んずるのみならず,

戦局の避くべからざる必要に迫りなば此上又々増税ありとも猶其の苦痛を忍びて納税の義務を果さざるべからざるは勿論のことなりとす、然れども既に非常の増税たる此上吾輩納税者に於て何等の苦痛なきを得んや、既に苦痛あり道あらば之を軽減せんとするは人情の常、敢て無理もなき次第とこそ言ふべけれ、併しながら小作料増徴に於て其道を得んとするは果して当を得たるものなりや否や、吾輩は少しく疑なき能はざるなり。

今小作料増加を可とする者の言を聞くに曰く凡そ何事業にても其が収益を分配せんとすれば、予定の収穫に従ひ其出資額の多寡に応じて分配すべきは理の当然なり、然るに田畑耕作の利益は地主と小作人との出資に相待つものなるを以て、此兩者出資の多寡に応じて其が分配すべきものなりとす。依て此兩者何れか其の出資に於て増す所あらば亦収益分配に於ても増加を得んとするは止む得ざること、す、地主出資は如何なるものに属するやといふに田畑売得代即ち基金と諸公課金及其地主に於て支払ひを要求せらるゝ費目に属するものにして、小作人の出資は肥料代種苗代及耕作労力等は其の主要なるものとす、増税の如きは地主の出資を増すものとすべきを以て収益の分配、即ち小作料増加を要求するを至当とする所以なりと、然れども是れ果して実情に適合したる見解と云ふ得べき乎。

抑我地方小作料たるや千差萬別にして別に一定の標準なきもの、如しと雖ども、亦乱雑を極むるものに非ずして数十百年経験の結果確定したるもの、其の千差萬別の中自ら動すべからざるものありて存す、夫れ然り而して小作料を納めて耕作しある彼等小作農者の現状は如何と云ふに、実に憫然たるものにして昨三十七年の豊作は幾分か彼等を慰むるに足るものあるべしと雖ども猶且つ翌夏期に至らば、米櫃空之を告げ彼等が原動力唯一の財源たる飯糧は比隣旧知の恩顧にすぎり僅に秋収の期を迎ふるに過ぎざるべきは彼等が常態にあらずや、之れを彼の地主なる者

の小作料を以て衣食し、猶多少余裕ある者に比すれば其差果して如何ぞや、斯く言はゞ論者或は難じて言はん、目下の現状は決して然らず、時局発生後中産以下の農家は比較的愛国心義侠心に富む、故に或は恤兵と云ひ或は出征軍人遺族救護と云ひ、其他何々と種々の名義の下に出資多端にして却て貧困を感じ出入相償はざるの奇観を呈し居るに非ずや、然れば此れ際小作料増加を要求したればとて決して彼等に左程の苦痛を与へざるのみならず国家経済の上より觀れば、却て利益ありと云はざるべからず、何んとなれば元來中産以下の者は概して貯蓄心に乏しく生活余裕ありたればとて之を勤儉貯蓄擦る等のことは絶へてなく直ちに逸樂等の為に消費するものなれば彼等の身を害するも利する所なきを以てなりと。　　」

【下】　　明治三十八年一月十九日

「夫れ然り豈に夫れ然らんや、時局発生後中産以下の者富の度を増ししは論者の言の如しと雖ども、其は我處有の田畑を耕作し居る所謂小農者のことにして、純然たる小作農者に於ては依然として窮乏の中に在るなり、米穀の価高ければとて売払ふべき余裕なきは小作農者の常態、豈に彼等に利するものならんや、却て諸物価騰貴等の為己が必需品を購買するに於て苦痛を感ずるなくんば幸ならんのみ。

或は言はん小作料の増徴せらるゝも決して彼等に苦痛を与ふるものに非ざることは、某地某村に於て増徴の例ありしも其の然らざりしを見て之を知るを得べし、觀よ中には小作者自身進んで小作料増加を申出でし者さへあるに非ずやと、併しながら其は一を知りて十を知らずとの諺の如く、其處には何等か特別な事業ありて然るものたるを知らざるべからず、其の自ら進んで小作料を高ふせんとするが如きは大概何等為めにする所あるが故に然るものにして多くは己が小作地を自作農者に転売せずして己が生業を失ふの恐れある等に由るものにして決して小作者に余裕

ありての故にあらざるなり、之を要するに地主に相応の利益あれども純乎たる小作者には決して左まで利益あるものに非ず、辛うじて生計を営み得るに過ぎざるは他地方はいざ知らず我地方実際の状態たるなり、然るに何を苦んで此の窮乏せる小作農者に我義務的に負担を頷たんとするか。

若し夫れ吾人にして寸毫にても奉公心あらんか、決して斯かる議の唱へらるべきものにあらずと吾輩は思ふなり幸にして吾輩地主なる者は、平常幾分の余裕ある身分なるを以て此の際大に注意して勤儉以て身を處せば、今回の如き負担は時局に対し奉公義侠として忍ばれざるの苦痛にあらざるべし、仮に大いなる苦痛ありとするも若し夫れ血税を徴せられて、其の愛する父母妻子と別れ、其の親む朋友知人と離れ、彼の朔風身を裂く満州の野に起伏し天然と争ひ猛敵と戦ひ或は敵弾に或は病魔に身命を賭する、我忠勇無雙の勇将猛卒諸士の苦痛に比すれば夫れ將に何とか言はんや。

猶一言せんとす、数十年来既定の小作料を変更せざる地主之あるべくも又同一地主小作人同一の田畑にして、一回乃至二回の増徴せしもあり、而して転々層々売買に係る田畑は其都度増徴し、業に既に小作料一割乃至三割の増加をなせるもの多々之れあるが如し、故に地主小作人の情誼甚冷然たるに止まらず非難不平の声漸く高き加へんとす、豈に悲しむべきに非ずや。

斯く思ひ来れば今回の増税決して軽きに非れども、亦以て吾人をして小作料引上を断行せしむる理由あるなきを觀るべし、聊か愚言を陳して我地方地主諸君に問ふ。」

## 注

(1) 拙稿「長谷川誠三研究」『経済商学研究第8・9・10合併号』

明治学院大学大学院経友会，1997年3月

長谷川誠三宛書簡 (2)

- (2) 拙稿「青森県における自由民権運動—自由民権運動とキリスト教の交錯—」『相洋中高等学校紀要第7号』相洋中高等学校, 2002年2月
- (3) 拙稿「明治期におけるキリスト教受容—藤崎村のキリスト教とリング業界」『経済商学研究第7号』明治学院大学大学院経友会, 1972年5月,
- (4) 『弘前女学校歴史』弘前女学校, 1927年, 9～10頁
- (5) 拙稿「長谷川誠三研究」『経済商学研究第8・9・10合併号』明治学院大学大学院経友会, 1997年3月。なお、プレマス・プレズに関する研究としては、次のものがあるので参考にしてほしい。
- 拙稿「プレマス・プレズレンの渡来とその波紋」『日本歴史』第383号, 吉川弘文館, 1980年4月他にプレマス派と「文学界」のことについて言及したものに次のものがある。拙稿「明治二十年代におけるプレマス・プレズレンと文学界—」『地方史研究』195第35巻3号, 地方史研究協議会, 1985年6月
- (6) 『弘前女学校歴史』弘前女学校, 1927年, 96頁
- (7) 長谷川誠三宛て書簡67通は, 青山学院資料センターに所蔵されている。この書簡の解説にあたっては, プロテスタント史研究家で朝日新聞記者の中島一仁氏にお世話になった。ここに感謝したい。また, 20通の長谷川誠三宛, 本多庸一書簡の解説にあたっては兼松成一による「本多庸一書簡(藤崎町・長谷川誠三宛)の解説とその添え語」の研究(東奥義塾史資料)を参考にした。
- (8) 『弘前女学院百年史』弘前学院百年史編集委員会, 1990年3月, 115～119頁
- (9) 前掲, 86～91頁, 1899年1月19日零時半ごろ階下の料理場から出火, 料理番が気づいてアレキサンダーに告げた。夫アレキサンダーは男児を抱えて飛び降りたが, 夫人は脱出が遅れて男児と焼死した。この惨事については地方新聞をにぎわし, その後弘前市内最勝院の墓地に本間俊平が依頼を受けて大理石の墓標を建てた。墓標を清算した後, 地元や海外から寄せられた残金600円を夫人が生前最も気にしていた幼稚園の園舎建築費に捧げられ, 「アレキサンダー記念幼稚園」開設に役立った。

- (10) 平野栄太郎は、1894（明治27）年7月の第11回年会において、藤崎教会牧師に任命され、96年7月に竹岡教会に転任している。この2年間の在任期間中、熱心に伝道、たびたび長谷川が説教を担当、平野が長谷川を信頼していた様子が、議事録から伝わってくる。その後も長谷川と平野の交流は続き、1906（明治39）年9月、長谷川と平野は同時にメソジストを離脱、プレマス・プレズレンに移った。平野は、メソジスト盛岡教会の信徒20数名を引き連れて新たな群れをつくった。
- (11) 拙稿「明治期におけるキリスト教社会事業—本郷定次郎の育児暁星園を中心として—」『相洋中高等学校紀要』第6号、1988年参照
- (12) 今井清一『日本近代史Ⅱ』岩波全書、1977年、79頁
- (13) 『衆議院議員選挙の実績—第1回～第30回—』財団法人公明選挙連盟編集・発行、昭和42年、289頁
- (14) 「先人の遺稿 地主諸君に議る一時局に際して」  
長谷川誠三『竹南文集』竹南 長谷川虎次郎著、第四冊、昭和4年、388～391頁
- (15) 青森県農地改革編纂委員会『青森県農地改革史』121～124頁